

広報とやま 令和5年(2023年)2月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

賃貸住宅の退去トラブルを防ごう



【相談例】

賃貸アパートを退去する際、壁や床の補修費用や清掃代が13万5千円で、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。指摘されたシミや傷に心当たりがなく、「入居時に壁や床は新品ではなかった」と不動産会社に言ったら、新品だったと言われた。

【アドバイス】

- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったりして、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、納得出来ない点は、家主側に十分な説明を求めましょう。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047